

Q&A（従業員の皆さまから寄せられたよくある質問とご回答）

産休・育休中の皆さま編

本Q&Aは、従業員の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、「産休・育休中の皆さま」に関するご回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。

Q1 私は、破産手続開始（令和6年12月10日）時点で、産前産後休業／育児休業中でした。私の解雇日はいつですか。

A1 出産日によって異なるため、解雇日は個別にメールでご連絡いたします。また、詳細については、以下をご確認ください。

労働基準法19条では、使用者は、産休中および産休後30日間の女性は解雇してはならないと定めています。ただし、同条の但書は、天災事変「その他やむを得ない事由」のために事業の継続が不可能となった場合においてはこの限りでないとしています。

破産手続開始に伴う解雇に関しては、「やむを得ない事由」の該当性について解釈が分かれているところではありますが、本件においては、産休中および産休後30日間の解雇制限期間中に令和6年12月10日（破産手続開始日）を迎えた方については、この解雇制限期間が終了した翌日に解雇するものとして取扱います。

具体的には、以下のとおりです。

【既に出産されており、出産日が令和6年9月14日以前の場合】

令和6年12月10日をもって、破産者らにおいて解雇済みです。

【既に出産されており、出産日が令和6年9月15日以降の場合】

令和6年12月11日以降に、破産管財人から解雇いたします。

解雇日が確定していますので、解雇（予定）日を個別にご連絡いたします。

【出産前の方】※令和6年12月10日時点で産前休暇に入られていた場合に限り
ります

出産後に解雇日が確定します。確定後、個別にご連絡いたします。

令和7年3月18日現在、個別にご連絡済みです。

※令和6年12月10日時点で妊娠が判明していたものの、産前休暇に入られていない場合には、同日をもって会社から即時解雇されています。

Q2 出産・育児に伴う各種手当の申請がしたいです。

A2 出産・育児に伴う手当には、①出産育児一時金、②出産手当金、③育児休業給付金の3種類があり、以下ではそれぞれの手当の受給の可否、方法等についてご説明いたします。

① 出産育児一時金について

ア 制度の概要

被保険者及びその被扶養者が出産した時に出産費用が支給される制度であり、金額は、一児につき原則50万円です。

イ 破産手続開始、解雇（予定）等による影響

影響はありません。

ウ 具体的な手続

ご自身において、出産時の病院を通じて健康保険組合等において必要な手続をとっていただき、受給してください。詳細は病院にご確認ください。

② 出産手当金について

ア 制度の概要

被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

なお、受給いただくには、被保険者の資格を喪失した日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間があることを要します。

支給額は以下のとおりです。

$$\text{【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】} \\ \div 30日 \times 2 / 3$$

イ 破産手続開始、解雇（予定）等による影響

影響はありません。

※令和6年12月10日時点で、妊娠が判明していたものの、産前休暇に入っていなかった場合には、同日時点で出産手当金の支給対象ではなく、また、将来出産される時点においては、既に解雇済みで、破産者においては社会保険に未加入ですので、破産者において、出産手当金を申請することはできません。次の会社で社会保険に加入された場合には次の会社にご確認ください。

ウ 具体的な手続

対象の方については、既にご本人からの申請をいただき、当職において対応いたしました。これに伴い、従前のフォームは閉鎖しております。

~~―――出産後、皆さまから、以下のi・iiをご対応いただき、不備がないことが確認できましたら、当職において受給に必要な手続を行います。―――~~

~~―――(i) 以下のフォームから所定の事項を記載して、ご報告ください。―――~~

~~―――【美実会の方】―――~~

~~https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfh9pAxyL1fYr4EZyLHJ7G-J7MtingAT1kJEAHvpGB5_pErNg/viewform~~

~~【八桜会の方】~~

~~<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScZmXuw7fTey6kB3jEVSeOf2Oy0cxKaHWjMWDYXAGNe8GI5cg/viewform>~~

~~(ii) 以下の必要書類を、後記【管財人の事務所】に記載の宛先にお送りください。~~

~~①出生届出済証明（母子手帳内にあるページ・子の保護者欄記入必須）~~

~~②出産手当金支給申請書~~

~~【破産管財人の事務所】~~

~~〒160-0022~~

~~東京都新宿区新宿1-8-5 新宿御苑室町ビル5階~~

~~三宅・今井・池田法律事務所 担当林宛~~

③ 育児休業給付金について

ア 制度の概要

原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できる）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長でき、さらに、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できます。

受給金額は、180日までは休業開始時の賃金の67%、それ以降は50%です。

イ 破産手続開始、解雇（予定）等による影響

結論として、解雇後及び解雇制限中（産後休暇終了後、30日間）の育児休業給付金を受給することは、制度上、原則として認められません。

育児休業給付金は、育児のために会社を休んだことの補償を目的とする制度であり、就業していること・復職を予定していることを前提としているところ、雇用契約終了日以降は雇用保険の資格を喪失すること、解雇制限中も、解雇が予定されており、復職しないことが明らかであることから、育児休業給付金は受け取れないのが原則となります。

具体的には以下のとおりです。なお、順次、メールでも個別にご連絡いたしますので、ご確認ください。

【破産手続開始時点で育児休業給付金の申請手続がお済みだった場合】

育児休業給付金は、途中退職の場合の日割り支給はないため、解雇日を含む支給単位期間（育休開始日を基準に算定）分の育児休業給付金の支給は行われません。具体例を挙げると、育休開始日を基準とした支給単位期間が、11/5～12/4、12/5～1/4・・・になっている場合には、11/5～12/4までの給付金は受給できますが、それ以降の給付金は受給できません。例外として、お子様が1歳未満に限り、解雇日の翌日から次の会社で雇用されることが決まっていた場合は、解雇日まで育児休業給付金の支給が可能となります。

※解雇日と次の会社の雇用保険加入日の間が1日も空かない場合に限ります。解雇日の翌日より次の会社で雇用されることが決まられた場合は、解雇日から2週間以内に、下記のメールアドレス宛に、①氏名②職員番号③出産日④育児休業開始日⑤次の会社の入社日をご連絡ください。

【美実会の方】

alimama_club@aletheia-clinic.com

【八桜会の方】

maternity-leave@jibun-clinic.com

【破産手続開始時点で育児休業の開始前だった場合（産前産後休暇中・出産されていなかった方を含む）】

原則として、支給対象とはなりません。

ウ 解雇前、最後の期間の育児休業給付金を受給するための手続について

当職において手続をいたしますので、原則として、皆さまにご対応いただく必要はございません。必要な場合には、個別にご連絡させていただきますので、個別のご連絡があった場合には、ご対応ください。

なお、時期については、離職票の手続を先行させる必要がありますので、その後順次、必要な手続を行います。

Q3 破産手続開始後に出産しました。何か必要な手続きはありますか。

A3 次の（2）について、ご対応ください。

~~（1）以下のフォームから所定の事項を記載して、ご報告ください。~~

~~【美実会の方】~~

~~<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfh9pAxyL1fYr4EZyLHJ7G-J7MtinqAT1kJEAHvpGB5-pErNg/viewform>~~

~~【八桜会の方】~~

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScZmXuw7fTey6kB3jEVSeOf2Oy0e_xKaHWjMWDYXAGNe8GI5eg/viewform

(2) 以下の必要書類を、後記【管財人の事務所】に記載の宛先にお送りください。

- ① 出生届出済証明（母子手帳内にあるページ・子の保護者欄記入必須）
- ② 出産手当金支給申請書

【破産管財人の事務所】

〒 160-0022

東京都新宿区新宿 1-8-5 新宿御苑室町ビル 5階

三宅・今井・池田法律事務所 担当林宛

Q4 解雇日後、失業給付金は受給できますか。離職票はいつ発行されますか。

A4 受給要件を満たせば受給可能です。倒産・解雇等の理由により離職した場合は、原則、離職前1年間に被保険者期間および勤務実績（月11日以上）が通算して6か月以上必要となります。

離職票は、解雇日が令和6年12月10日～1月上旬の場合には、1月中旬から下旬頃に、離職票がお手元に届くようにいたします。

解雇日が1月中旬以降の場合、ハローワークにおける手続完了後、当職らが必要書類の返送を受け次第、解雇日から3週間程度を目途に、ご自宅へご郵送いたします。

Q5 解雇後、保険証はどのように返却したらよいですか。

A5 ご自身で廃棄してください。

Q6 解雇予定日に先立ち、再就職が決まりました。解雇予定日前に退職することはできますか。

A6 労働基準法19条による解雇制限（QA1参照）は、「解雇」が制限されているのみであり、ご自身の意思で退職することは妨げられません。

再就職先が決まるなどの事情により、解雇予定日前に退職を希望する場合には、下記のメールアドレス宛に、①「●月●日で退職を希望する」旨②氏名③職員番号④出産日⑤育児休業開始日⑥次の会社の入社日をご連絡ください。

【美実会の方】

alimama_club@aletheia-clinic.com

【八桜会の方】

maternity-leave@jibun-clinic.com

以 上